五　前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座　同号に定める記載又は記録がされた数の分割後振替受益権についての増加の記載又は記録

六　法第百二十七条の十四第一項第五号の口座の保有欄　発行者分端数の総数（その総数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の分割後振替受益権についての増加の記載又は記録

七　前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座　同号に定める記載又は記録がされた数の分割後振替受益権についての増加の記載又は記録

2　法第百二十七条の十四第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。

一　すべての下位機関　前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事項を報告すべき旨

二　前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関　当該記載又は記録をすべき事項

（振替受益権信託の記載又は記録の申請）

第二十七条の七　法第百二十七条の十八第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録（以下「振替受益権信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

一　委託者の受託者に対する振替受益権の譲渡又は質入れにより当該振替受益権が信託財産に属することとなる場合　委託者

二　受託者の変更により信託財産に属する振替受益権が新受託者に移転することとなる場合　前受託者

三　前二号に掲げる場合以外の場合　受託者

2　前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　受託者又は新受託者の口座

二　当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数

三　第一号の口座において振替受益権信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

（代位による申請）

第二十七条の八　前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して振替受益権信託の記載又は記録を申請することができる。

2　受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替受益権が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第二十七条の九　第二十七条の七第一項第一号に掲げる場合においては、振替受益権信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替受益権の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2　前項の場合において、振替機関等は、法第百二十七条の七第四項第二号若しくは第四号の規定又は同条第五項第二号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第二十七条の七第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3　前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第百二十七条の七第四項第三号の規定、同条第五項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第七項第一号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における振替受益権信託の記載又は記録をしなければならない。

（振替受益権信託の記載又は記録の抹消の申請）

第二十七条の十　振替受益権信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあっては、受託者の直近上位機関）に対する申請により行う。

一　振替受益権の移転により当該振替受益権が信託財産に属しないこととなる場合　受託者の変更により信託財産に属する振替受益権が新受託者に移転することとなる場合　前受託者

二　当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数

三　第一号の口座において振替受益権信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

2　前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　受託者又は前受託者の口座

二　当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数

三　第一号の口座において振替受益権信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3　第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第二十七条の十一　前条第一項第一号に掲げる場合においては、振替受益権信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する振替受益権の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

（受託者の変更）

第二十七条の十二　受託者の変更があった場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替受益権について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請（第三項において「増加記載等申請」という。）をするのと同時に、当該振替受益権について、第二十七条の七第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の十第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請（第三項において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2　第二十七条の九第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3　信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4　前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第六十五条第二項中「第二百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第五項」を「第二百四十二条第五項」に改める。

（建設機械登記令の一部改正）

第二条　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

別表の十九の二の項添付情報欄ロ(2)を同欄ロ(3)とし、同欄ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報

（不動産登記令の一部改正）

第三条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表の六十六の二の項添付情報欄ロ(2)を同欄ロ(3)とし、同欄ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報

（船舶登記令の一部改正）

第四条　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の二十五の二の項添付情報欄ロ(2)を同欄ロ(3)とし、同欄ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた情報